

平成21年2月19日  
消 防 庁

## 「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」の公表

消防庁では「危険物等の危険性に関する調査検討会」を開催し、①火災危険性が高く、消防法上の危険物として新たに規制する必要がある物質、②火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあり、消防長等への届出が必要となる物質（消防活動阻害物質）として新たに追加する必要がある物質について検討を行ってきたところです。

この度、本検討会において、アリルグリシジルエーテル及びジケテンについて危険物（第五類：自己反応性物質）に追加すること、また、1-ブromo-3-クロロプロパンについて消防活動阻害物質に追加することが適当であるとの内容の報告書が取りまとめられましたので、公表します。

今後、本報告書を受け、消防法令の改正を行う予定としており、危険物取扱いの実情に応じた消火設備の増強などの危険物保安の更なる推進を図ります。

### 【別添資料】

「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」（概要）

※ [報告書全文](#)については、消防庁ホームページ（[www.fdma.go.jp](http://www.fdma.go.jp)）に掲載します。



#### <連絡先>

消防庁 予防課 危険物保安室  
加藤課長補佐  
仲田係長  
大野事務官

TEL : 03-5253-7524

FAX : 03-5253-7534

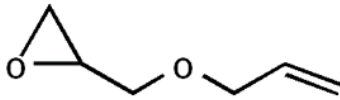
## 「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」（概要）

### 1 火災危険性を有するおそれのある物質への対応

文献等から新たに火災危険性を有するおそれのあることが判明した物質のうち、物質の火災危険性及び生産量等の観点から、アリルグリシジルエーテル及びジケテンについて、危険物（第五類：自己反応性物質）に追加することが適当と考える。

#### ○アリルグリシジルエーテル

（別名：1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン）



火災危険性：第五類第二種自己反応性物質の危険物と同等

化学式：C<sub>6</sub>H<sub>10</sub>O<sub>2</sub>

主な用途：エポキシ樹脂の反応性希釈剤、農薬の安定剤

#### ○ジケテン

（別名：ケテンダイマー、アセチルケテン、4-メチレン-2-オキセタン）



火災危険性：第五類第二種自己反応性物質の危険物と同等

化学式：C<sub>4</sub>H<sub>4</sub>O<sub>2</sub>

主な用途：医薬品、顔料、染料及びプラスチックの原料

### 2 消防活動阻害物質への対応

毒物及び劇物指定令の一部改正（平成20年7月1日施行）により、新たに劇物に指定された1-ブロモ-3-クロロプロパンについて、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）として指定することが適当と考える。

#### ○1-ブロモ-3-クロロプロパン



有害性：液体であり、常温で人体に有害な蒸気を発生

加熱により臭化水素などの人体に有毒な気体を発生

化学式：C<sub>3</sub>H<sub>6</sub>BrCl

主な用途：医薬品、農薬原料

#### （参考）

危険物・・・一定量以上（指定数量以上）を貯蔵し、又は取り扱うには、市町村長等の許可を受けた施設で行わなければならない等の規制を受ける（消防法第3章）。

消防活動阻害物質・・・一定量以上貯蔵し、又は取り扱う場合には、所轄消防長等に届け出なければならない（消防法第9条の3）。